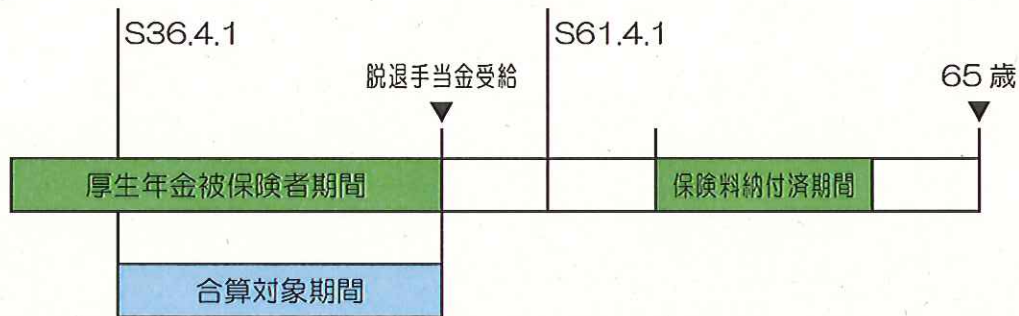


<例9> B11 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間（昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間・免除期間がある人に限る）



法附(60)8⑤-7

脱退手当金の計算の基礎となった期間は、合算対象期間とされますが、昭和61年4月以後に脱退手当金を受けた場合は、合算対象期間とされず、年金制度未加入期間となります。

各種共済組合の退職一時金（基礎額の全部を支給されたもの）を昭和54年12月31日までに受けた人が65歳に達するまでの間にその一時金を返還していない場合の、退職一時金の計算の基礎となった期間のうち昭和36年4月1日以後の期間も合算対象期間となります。

なお、昭和36年4月1日以降引き続いている昭和36年4月1日以前の共済組合の組合員期間については、退職一時金受給期間も含め、合算対象期間とすることができ、期間短縮により、老齢基礎年金の受給資格を満たすことになる。

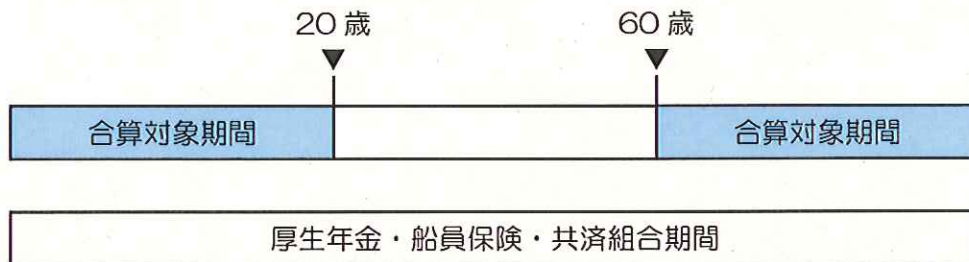
<例10> B12 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間

法附(60)8⑤-2

基礎年金制度を導入した後の合算対象期間は、従来の通算対象期間であるカラ期間に比べて範囲を拡大したため、基礎年金導入前に年金に結びつかないということで、任意脱退に該当した人の年金が、任意脱退に該当しない場合も生じました。

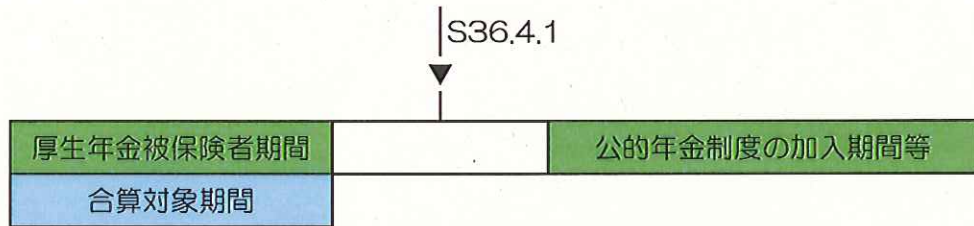
そこで、任意脱退をした人にもその期間を合算対象期間とすることで、年金権に結びつきやすくしようとするものです。

<例11> B13 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の組合員期間のうち20歳未満または60歳以上の期間



法附(60)8④⑤-6

<例12> C14 厚生年金保険・船員保険の被保険者期間（昭和36年4月以後に公的年金加入期間がある場合に限る）

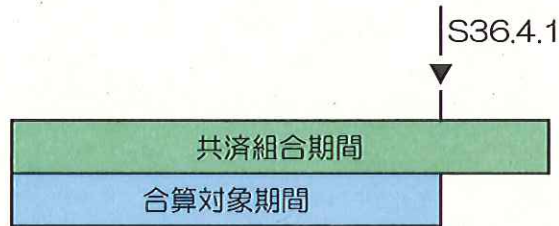


（同条第5項第3号、昭和61年経過措置政令第14条第3項）

昭和36年4月1日以前の厚生年金保険および船員保険の被保険者期間については、昭和36年4月1日以後に国民年金以外の公的年金制度に加入した場合、あるいは国民年金の保険料納付済期間または保険料免除期間を有した場合に限り、算入されます。

ただし、昭和36年4月1日以後の被保険者期間と合わせて1年に満たない場合は、算入されません。

<例13> C15 共済組合の組合員期間（昭和36年4月以後に引き続いている場合に限る）



各共済組合の組合員期間については、昭和36年4月1日をはさんで、引き続き当該共済組合に加入していた場合に限り算入されます。

昭和36年11月1日以後に加入者が退職するときには、原則として退職年金に必要な原資を差し引いて退職一時金を支給していることから、退職一時金を受けていても通算対象の期間となります。

ただし、引き続く組合員期間が1年に満たない場合は、算入されません。

(2) 合算対象期間の証明書類

合算対象期間を確認する場合は、以下の書類の提出を求め、確認を行うこと。

① S61.3 以前の被用者年金各法の被保険者の配偶者期間

- ・ 配偶者の年金手帳か年金証書
- ・ 戸籍の謄本
- ・ 配偶者が共済組合の組合期間があるときは、共済期間加入確認通知書

② 海外居住期間（次のいずれか）

- ・ 戸籍の附票
- ・ 旅券法に規定する旅券（パスポート）の写
- ・ 滞在国が交付した居住証明書
- ・ 滞在国の日本領事館が交付した在留証明書

③ 日本国籍を取得した方、永住の許可を受けた方の日本国内及び外国の居住期間を証明できる次の書類

- ・ 日本国籍取得した方は、必ず戸籍謄本または抄本・戸籍記載事項証明書
- ・ 永住の許可を受けた方は、次のいずれかを添付
- ・ 登録原票記載事項証明書
- ・ 旅券法に規定する旅券（パスポート）の写
- ・ 永住許可の旨が記載された「在留資格証明書」または「永住許可書」等

④ H3.3.31 以前の学生期間

- ・ 在籍証明書等

3 受給資格を満たすための特別な期間

(1) 沖縄の特例（年金相談マニュアル 制度編P181～）

① 国民年金

本土復帰前の沖縄の国民年金は、本土より9年遅れて昭和45年4月1日に発足し、本土復帰した昭和47年5月15日に統合されました。制度発足が本土より9年遅れていたことを考慮し、老齢年金等の受給資格期間の短縮や年金額の加算や復帰前の期間を保険料免除期間とする特例措置が設けられています。

保険料免除期間については、法施行当時に追納が認められていましたので追納することにより保険料納付済期間となり、本土の同年齢層の人と同水準の年金が確保されることになっています。

適用にあたり、本土復帰前の沖縄に住所を有していたことを確認します。該当者は、昭和36年4月1日（同日において20歳に達していなかったときは、20歳に達した日）から昭和45年3月31日までの間のうち沖縄に住所を有していた期間を明らかにすることができる住民票の写しや戸籍の附票等の書類を添付して沖縄県の市町村（住所が沖縄県の区域内にない人は、沖縄県の区域内における最後の住所地の市町村）及び社会保険事務所に提出します。

② 厚生年金

沖縄の厚生年金制度の発足が遅れたことにより構造的に加入年数が短くなり、年金額が本土より低いという問題がありました。このため、沖縄の厚生年金については、復帰後平成2年及び平成7年に特別措置が講じられました。

平成7年の特別措置においては、対象者を「沖縄の厚生年金に加入していた者」に限定したため、昭和45年から昭和47年（本土復帰）までの間に本土出向等により本土の厚生年金に加入していた者は、特別措置の対象とはなりません。

「沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」の一部改正（平成18年4月1日）により、上記の対象外となる者に対しても沖縄の厚生年金に加入していた者と同様に特別措置が講じられることとなりました。

ア 対象者

以下の要件を全て満たす者です。

- i 昭和45年1月1日から昭和47年5月14日までの間に、本土の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金保険の被保険者とみなされた旧適用法人共済組合員期間及び旧農林共済組合員期間は除く）を有すること。（ただし、当該期間中に沖縄厚年の被保険者期間を有しないこと。）
- ii 昭和45年4月1日当時25歳以上であること。（昭和20年4月1日以前生まれであること。）
- iii 昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間のうち、20歳以

上であって、次に掲げるいずれかの事業所等（以下、「適用事業所相当事業所等」という。）に使用されていた（勤めていた）期間を有すること。

- ・ 旧厚生年金保険法第6条第1項の適用事業所又は事務所であって沖縄に所在していたものに使用されていた期間。
- ・ 旧船員保険法第17条に規定する船員として、船舶所有者であって沖縄に住所等を有していたものに使用されていた期間。

イ 申出及び納付期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日

ウ 保険料額

保険料額＝平均標準報酬月額（※1）×9.137%（※2）×特例納付月数

（※1）昭和45年1月から平成7年3月までの被保険者期間にかかる標準報酬月額（再評価前）の平均額

（※2）平成18年4月の保険料率18.274%（総報酬前の水準）の1/2

エ 納付方法

一括又は分割納付とする。（平成18年度から平成22年度までの各年度につき1回に限り、通算3回まで）

オ 加算対象年金

新法：老齢厚生（特老厚含む）、特例老齢、障害厚生、遺族厚生、特例遺族

旧法（厚年、船保）：老齢、通算老齢、特例老齢

カ 加算額

平成15年3月までの被保険者期間にかかる

標準報酬月額×加算乗率×特例納付月数

キ 額改定

納付のあった月の翌月から年金額を改定する。

ク その他留意事項

- （ア）の期間について沖縄か否かを判断します。

事業所箇所符号＝82XX は、沖縄厚年のため、対象外。

事業所箇所符号≠82XX を対象。

事業所箇所符号＝0000 は、判断がつかないため、本人の職歴（事業所名称、事業所所在地）を聴取し、管轄社会保険事務所に確認依頼を行っていただくよう案内します。

- 特別措置を受けるには、雇用経歴の証明が必要。

給与明細書等雇用されていたことの証拠資料の提出が必要。「会社名を覚えていない」「証拠資料が全くない」などの理由で、雇用経歴の認定を沖縄県知事に受けることができない場合には、昭和40年1月1日から昭和44年12月31日までの期間に限り、その間沖縄県に住所を有していたことの証明をもって、沖縄県知事から雇用経歴の証明を受けることができます。

沖縄特別措置とは？

沖縄の国民年金は他府県より9年遅れ、昭和45年4月1日にはじまりました。

そのため本土に住んでいた方と同じだけの国民年金の加入期間を満たすことができませんでした。

そこで、この9年の遅れを取り戻すためにできたのが『沖縄特別措置』です。

この『沖縄特別措置』は届け出るだけで受給資格期間はもちろん、年金額もふえる有利な制度です。

昭和36年4月から昭和45年3月までの間に沖縄に住んでいた期間（20歳未満の期間は除かれます）が該当期間で、保険料免除期間とみなされます。

（届出に必要なもの）

1 『沖縄特別措置対象者該当申出書』

※ 電話番号もお知らせください。（申出書の備考欄へ）

2 昭和36年4月1日～昭和45年3月31日までの間のうち、沖縄に住んでいた期間を明らかにすることができるもの。

例えば、

ア 『当時の住民票の写し』

イ 『戸籍の附票』※（いずれかひとつ。）

ウ 『沖縄特別措置対象者に係る居住確認申立書』

3 昭和36年4月1日～昭和45年3月31日の間に共済加入期間がある場合は、共済加入期間証明書。（厚生年金期間がある場合は記号番号を記入。）

※ 現在、本土在住者は、沖縄県における最終住所地の市町村にて届出をしてください。

届書コード	処理区分	届書
253	1政当	

沖縄特別措置対象者該当申出書

担当社会保険事務所名
社会保険事務所

① 年金手帳の基礎年金番号				性別	② 生年月日				該当者氏名		沖縄特別措置該当者の現住所				
フリガナ				* 男 女	年 月 日				フリガナ		郵便番号 フリガナ				
沖縄県に居住していない者は、沖縄における最後の住所															
沖縄における居住歴等〔昭和36年4月1日から昭和45年3月31日まで〕															
居 住 期 間		当 時 の 住 所		市 町 村 意 見		沖縄内の居住期間における公的年金の加入の有無		*有・無		摘 要					
						公的年金に加入したことがある者は、その期間と年金制度の種類									
						加 入 期 間		月数 年金制度の種類							
								月							
								月							
								月							
③ 資格取得年月日		種別		⑤ 資格取得年月日		種別		⑦ 資格取得年月日		種別		復帰時の特別措置により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間の有無		* 有・無	
年 月 日 1				年 月 日 1				年 月 日 1						年 月 日 年 月 日	
④ 資格喪失年月日		原因		⑥ 資格喪失年月日		原因		⑧ 資格喪失年月日		原因		備考			
年 月 日 5				年 月 日 5				年 月 日 5							

上記のとおり申出します。		平成 年 月 日
市 町 村 長 殿		フリガナ
(申出者 氏名)		印

1. 太線の枠内を、はっきりした文字で書いてください。
2. *印の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
3. かつて被保険者であった者のうち、喪失時の氏名と異なるときは、喪失時の氏名を備考欄に記載してください。
4. 老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給権がある者は、その年金の名称と年金証書の記号番号を摘要欄に記載してください。

受 付 印	
市 町 村	社会保険事務所

届書コード	処理区分	届書
2:5:3	1取当	

沖縄特別措置対象者該当申出書 (見本)

担当社会保険事務所名
社会保険事務所

① 年金手帳の基礎年金番号		性別	② 生年月日		該当者氏名		沖縄特別措置該当者の現住所	
8250△△××00		★男 ②	★1.明 3.大 ⑤昭	年 月 日 15 7 8	フリガナ ネンゲン	フリガナ ハナコ	郵便番号	フリガナ
					年金 花子			東京都千代田区〇〇丁目〇番〇号
沖縄県に居住していない者は、沖縄における最後の住所					那覇市字繁多川〇番地			
沖縄における居住歴等 [昭和36年4月1日から昭和45年3月31日まで]								
居住期間	当時の住所	市町村意見	沖縄内の居住期間における公的年金の加入の有無		*有・無		摘要	
36.4.1~39.2.10	名護市字東江〇〇番地		公的年金に加入したことがある者は、その期間と年金制度の種類				厚生年金番号等あれば記入願います。 共済の場合は共済の種類を記入願います。	
39.2.11~45.3.31	那覇市久茂地〇丁目〇番地		加入期間	月数	年金制度の種類			
			45.1.1~45.3.31	3月	厚生年金			
				月				
				月				
③ 資格取得年月日 種別		⑤ 資格取得年月日 種別		⑦ 資格取得年月日 種別		復旧時の特別措置により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間の有無		
年 月 日 1		年 月 日 1		年 月 日 1		* 有 (無)		
④ 資格喪失年月日 原因		⑥ 資格喪失年月日 原因		⑧ 資格喪失年月日 原因		復旧時の特別措置により保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなされた期間を有する時は、その期間		
年 月 日 5		年 月 日 5		年 月 日 5		年 月 日 年 月 日		
備考						電話番号 03-333-3333		

この欄は記入しなさいです。

上記のとおり申出します。 平成 年 月 日

フリガナ
市町村長殿 (申出者) 年金花子 (印)

- 大枠の枠内を、はっきりした文字で書いてください。
- ★印の欄は、該当する項目を○で囲んでください。
- かつて被保険者であった者のうち、喪失時の氏名と異なるときは、喪失時の氏名を備考欄に記載してください。
- 老齢基礎年金又は老齢年金の受給権がある者は、その年金の名称と年金証書の記号番号を摘要欄に記載してください。

受付印	
市町村	社会保険事務所

様式第3号

(見本)

沖縄特別措置対象者に係る居住確認申立書

平成 20 年 / 月 / 日

現住所 東京都千代田区〇丁目〇番〇号
申立者氏名 年金花子 印
電話番号 03-333-3333

私は、住民票等公簿で、下記の居住証明ができないので、証明者を添えて申し立てます。

記

居住していた住所	居住期間
名護市字東江〇〇番地	自 昭和 36 年 4 月 1 日 至 昭和 39 年 2 月 10 日
那覇市久茂地〇丁目〇番地	自 昭和 39 年 2 月 11 日 至 昭和 45 年 3 月 31 日
	自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日
	自 昭和 年 月 日 至 昭和 年 月 日

私達は、申立者と同地域内に居住しており、上記の申立の内容は事実に相違ないことを証明します

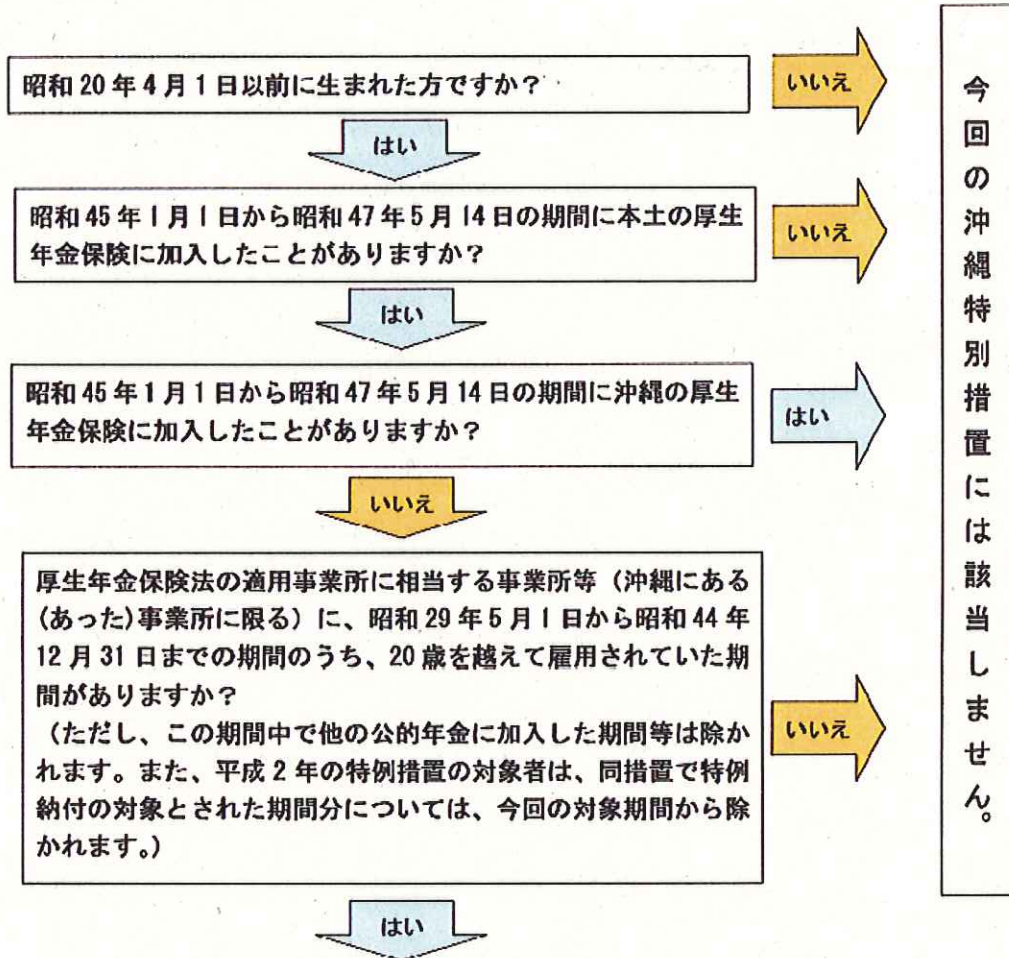
※証明者は申立住所地の市町村に現在も居住している親族以外の2名のものとする。

証明者の住所・氏名	申立者との関係
住所 那覇市壺川 20-1 氏名 社保太郎 (社印)	友人
住所 名護市新田 3005-50 氏名 名護一郎 (社印)	知人

上記のことについて確認します。

私は沖縄の厚生年金保険特別措置の対象者か？

下の表で簡単に確認できます。



あなたは、沖縄特別措置に該当します。

まずは、最寄の社会保険事務所で「昭和45年1月1日から昭和47年5月14日までに厚生年金保険被保険者期間があること」の確認を受けてください。

—注意点—

年金受給者及び年金受給を真近に控えている方には、保険料を納付した翌月からしか年金額は増えないので、早めに手続きを行う必要があります。

※もっと詳しく知りたい方は、こちら



沖縄の厚生年金保険に係る特別措置について (平成18年4月1日施行)

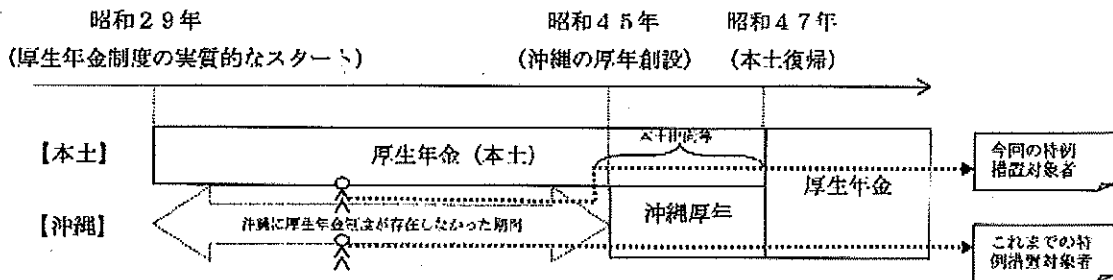
1. 特別措置の概要

沖縄の厚生年金保険は、制度発足が遅れたため、被保険者期間が短く、年金額が本土と比較して低いという状況があり、本土復帰後数回にわたり、給付水準の均衡のための特別措置が講じられてきました。

前回の特別措置(平成7年)では、沖縄独自の厚生年金保険(昭和45年1月1日から昭和47年5月14日の間のみ存在した制度)に加入していた方が、昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間のうち、20歳以上であって、沖縄にある厚生年金保険の適用事業所に相当する事業所等(適用事業所相当事業所)に使用されていた期間に係る保険料を納付(特別納付)すれば年金額を加算(特別加算)する措置が講じられました。

しかし、適用事業所相当事業所に使用されていた期間を有していても、本土に出向、転勤などの事情により、沖縄の厚生年金保険の被保険者期間を有しない方については、これまでの特別措置の対象とはなりませんでした。

今回の特別措置は、このような方について、特別納付を可能とし、特別加算を行うものです。



2. 特別措置の対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 昭和45年1月1日から昭和47年5月14日までの間に、厚生年金保険の被保険者期間を有する方(沖縄独自の厚生年金保険の被保険者期間を有する方を除く。)
- ② 昭和20年4月1日以前に生まれた方。
- ③ 昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間のうち、20歳以上であって、次に掲げる事業所等に使用されていた(勤めていた)期間を有する方。
 - (1) 沖縄にある厚生年金保険の適用事業所相当事業所
 - (2) 沖縄に住所または事務所を有する船舶所有者

3. 特別措置の対象となる期間

昭和29年5月1日から昭和44年12月31日までの期間のうち、20歳以上であって、次に掲げる事業所等に使用されていた(勤めていた)期間(他の公的年金制度の被保険者期間であった期間を除く。)

- (1) 沖縄にある厚生年金保険の適用事業所相当事業所
- (2) 沖縄に住所または事務所を有する船舶所有者

4. 雇用経歴の認定について

特例措置の対象となる期間については、雇用されていたことの認定（雇用経歴の認定）を沖縄県知事に受けなければなりません。雇用経歴の認定は、対象者の提出する証拠資料にもとづき、沖縄県知事が行います。

5. 特別納付保険料

$$\text{特別納付保険料} = \text{昭和45年1月から平成7年3月までの標準報酬月額} \times 9.137\% \times \text{特別納付月数}$$

(保険料率) (雇用経歴認定期間)

6. 加算額

$$\text{特別加算額} = \text{平均標準報酬月額} \times \text{特別加算率} \times \text{特別納付月数}$$

(生年月日に応じて異なる) (雇用経歴認定期間)

7. 特例措置の実施期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間に限り、特別納付を行うことができます。特別納付を行うことができる回数は、各年度につき1回、計3回以内です。

8. 手続きの流れ

- (1) 社会保険事務所で、記録の確認を行います。
- (2) 沖縄県知事に、雇経歴の認定を依頼し、雇経歴の証明書を受けます。
- (3) 社会保険事務所に、特別納付の中出を行い、雇経歴の証明書を提出します。
- (4) 社会保険事務所が発行した納付書により、保険料を納付します。
- (5) 社会保険事務所に、年金額の特別加算の申出を行います（受給者のみ）。

9. お問い合わせ先

ご不明な点は、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ・平良社会保険事務所 0980-72-3650 | ・那覇社会保険事務所 098-855-1118 |
| ・浦添社会保険事務所 098-877-0020 | ・コザ社会保険事務所 098-933-2267 |
| ・名護社会保険事務所 0980-52-2574 | ・石垣社会保険事務所 0980-82-9211 |

(2) 中国残留邦人（年金相談マニュアル 制度編P27～）

<平成8年の特例措置>

中国における戦後の混乱により、日本に帰国できなくなってしまった中国残留邦人等については、帰国時に高齢となっており、帰国後国民年金に加入しても加入期間が短い
ため、年金を受給できなかつたり、年金額が低額になってしまうという問題が生じて
いました。

そこで、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に対する法律」平成6年法律第30号）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に対する法律施行令」平成8年政令第18号）」に基づき、平成8年4月1日から中国残留邦人に対する特別措置が施行されることになりました。

中国残留邦人等については、本人の意志に反して中国に残留せざるを得なかったため、国民年金に加入できなかったという事情にかんがみ、6年改正の際に国会修正により特別措置を講ずることとされたものです。

① 対象者の範囲と中国残留邦人等の定義

対象者の範囲は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に対する法律」において次のすべての要件を満たした人と定められています。

ア 永住帰国した中国残留邦人等であること

イ 明治44年4月2日以後に生まれた人であること

ウ 永住帰国した日から1年以上本邦に住所を有する人であること

また、中国残留邦人とは、次のように定義されています。

i 昭和20年8月9日以後本邦に引き揚げることなく、同年9月2日以前から引き続き中国に居住している人

ii アの人を両親として昭和20年9月3日以後中国で出生し、引き続き中国に居住している人

なお、中国残留邦人等の国籍は、日本国籍を有していた人が、婚姻・養子縁組・帰化等の理由により、中国籍を取得している場合があり、日本国籍を有していない期間は、この特例措置の対象になりません。

② 保険料の免除期間

国民年金が創設された昭和36年4月1日から初めて永住帰国した日の前日までの期間（20歳以上60歳未満の期間に限る。）は、保険料免除期間とみなされます。

③ 保険料の追納

中国残留邦人等は、保険料免除期間とみなされた期間について保険料の追納ができます。（通常は、追納できる期間は最大10年間ですが、中国残留邦人の場合は、昭和36年4月1日から永住帰国した日の前日までの期間追納可能）保険料を追納すれば、この期間について完全に年金額に反映されます。

ア 追納保険料額

国民年金保険料は、毎年度引き上げられてきたことを考慮し、帰国した年度に応じて、追納保険料の額は設定されています。

平成8年度以前に帰国した人の追納保険料は、1月につき6,000円

(参考)	平成14年度中に帰国した人	1月につき	8,900円
	平成15年度中に帰国した人	1月につき	9,300円
	平成16年度中に帰国した人	1月につき	9,800円
	平成17年度中に帰国した人	1月につき	10,000円
	平成18年度中に帰国した人	1月につき	10,200円
	平成19年度中に帰国した人	1月につき	10,400円
	平成20年度中に帰国した人	1月につき	10,700円

イ 追納期限

永住帰国後1年を経過した日から5年以内

施行日(平成8年4月1日)の前日において、すでに永住帰国した日から1年を経過している人については、追納期間は平成8年4月1日から平成13年3月31日までとなります。

<平成20年の特例措置>

平成20年1月より、本邦に永住帰国した中国残留邦人(樺太残留邦人を含む。)で下記のいずれの要件も満たす者(以下「特定中国残留邦人等」という。)について、永住帰国前のみなし被保険者期間と、帰国後の国民年金の被保険者期間について、国が国民年金の保険料相当額を一時金として支給し、その中から本人に代わって保険料を追納することにより、満額相当の老齢基礎年金を支給する特例措置が実施されています。

特例措置の対象者

- ① 明治44年4月2日以後に生まれた人
- ② 昭和21年12月31日以前に生まれた人(注1)
- ③ 永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している人
- ④ 昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した人

(注1) 昭和22年1月1日以後に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情のあるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます。

(照会先 厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室

直通 03-3595-2456)

(3) 社会保障協定（年金相談マニュアル 制度編P169～）

① 目的と概要

国際的に活発な人的交流により海外に派遣される人が増加しています。その結果、日本と外国の社会保障制度の両方に加入して保険料を負担しなければならない場合（二重加入）や加入した期間が短く年金給付が受けられない場合（保険料の掛け捨て）の問題が拡大しました。

これらの問題を解決するため、2国間で社会保障協定を締結し、二重加入の防止、年金加入期間の通算を行うこととしています。

② 協定締結状況

国名	発効状況	年金加入期間通算措置
ドイツ	平成12年2月1日	有
イギリス	平成13年2月1日	無
韓国	平成17年4月1日	無
アメリカ	平成17年10月1日	有
ベルギー	平成19年1月1日	有
フランス	平成19年6月1日	有
カナダ	平成20年3月1日	有
オーストラリア	平成21年1月1日	有
オランダ	平成21年3月1日	有
チェコ	平成21年6月1日	有

③ 相手国社会保障制度への加入を免除されるための手続き

ア 概要

日本と外国の社会保障制度への二重加入を回避するため、協定の対象者が相手国で就労する場合は、原則として相手国の社会保障制度のみに加入することになります。この原則の例外として、派遣等により一時的（5年が目安）に相手国で就労する者については、就労地国の社会保障制度への加入が免除され、引き続き自国の社会保障制度のみに加入することになります。

相手国社会保障制度への加入を免除されるためには、社会保険事務所に「適用証明書交付申請書」（以下「申請書」という。）を提出し適用証明書の交付を受けることが必要です。交付された適用証明書を就労時に相手国の事業所等に提示（必要に応じて提出）することにより、相手国社会保障制度への加入が免除されます。

イ 相手国社会保障制度への加入を免除されるための事務処理

- i 健康保険・厚生年金保険の被保険者の場合は、派遣を行う事業主から社会保険事務所に申請書を提出します。社会保険事務所では受付・審査を行い、適用証明書を発行します。派遣期間が5年を超える場合等は相手国との協議が必要です。

で、申請書を社会保険庁企画課国際事業室に進達します。国際事業室では相手国と協議を行い、結果を社会保険事務所に回答します。社会保険事務所では回答に基づき処理を行います。

- ii 国民健康保険・国民年金の被保険者の場合は、被保険者本人が社会保険事務所に申請書を提出します。社会保険事務所では受付・審査を行い、国際事業室に進達します。国際事業室においては、申請の内容を審査し、適用証明書を作成し交付するか、審査結果を社会保険事務所に回答します。社会保険事務所においては、回答により、適用証明書を作成し交付します。
- iii 日本で就労するアメリカ人等（アメリカ国籍者及びアメリカの永住権取得者）は、合衆国法令上、日本で就労していてもその所得に対して合衆国社会保障税が課される場合があります。日米協定に基づいて日本の社会保障制度に加入している場合は、適用証明書を合衆国歳入庁に提示することで合衆国社会保障税が免除されるので適用証明書の交付申請をするときは事業主等から社会保険事務所に申請書を提出し適用証明書の交付を受けます。

④ 年金加入期間通算の手続き

ア 概要

イギリス・韓国以外の協定相手国については、相手国における加入期間について原則として日本の年金制度における加入期間として評価され、日本における加入期間については相手国の年金制度における加入期間として評価されます。

また、年金の申請にあたっては、相手国の実施機関に提出することとされている申請書等は自国の実施機関にも提出することができます。

イ 日本居住者の年金請求の事務処理

i 日本年金の請求について

相手国の加入期間を通算することにより日本年金が受けられるようになる場合は、裁定請求書に相手国期間の申立書を添付して社会保険事務所に提出します。社会保険事務所は受付、点検・補正のうえ社会保険業務センターに進達します。

社会保険業務センターにおいては相手国期間の申立書に基づいて、相手国の加入期間を当該相手国に照会することにより確認し、その期間を通算して日本年金の裁定を行います。

ii 相手国年金の請求について

相手国年金の請求は、相手国年金の裁定請求書を社会保険事務所に提出することによって行うことができます。社会保険事務所は相手国年金の裁定請求書を受付、点検・補正し社会保険業務センターに進達します。社会保険業務センターにおいては、相手国への連絡書式及び日本年金の保険期間証明書を作成し添付したうえで相手国に裁定請求書を送付します。相手国は、裁定請求書及び日本の保険期間証明書に基づき裁定処理を行い直接申請者に通知します。

ただし、アメリカ年金については、社会保険業務センターを経由して請求申出

書を、合衆国社会保障庁マニラ事務所（以下マニラ事務所）に送ります。マニラ事務所では、申請内容を確認後、正式な「合衆国年金の申請書」を申請者に送付します。申請者は送付された申請書に必要事項を記入・署名のうえマニラ事務所に直接提出します。

iii 相手国居住者の年金請求の事務処理

相手国居住者が日本年金を請求する場合は、相手国の実施機関に日本の裁定請求書を提出することができます。相手国の実施機関は日本年金の裁定請求書を受付け、日本へ送付するための連絡書式及び自国の年金の保険期間証明書を作成し添付したうえで社会保険業務センターに送付します。社会保険業務センターは日本年金の裁定請求書及び相手国期間の保険期間証明書により日本年金の裁定を行い直接申請者に通知します。

iv 申請時の添付書類

・日本年金を請求する場合

国内居住者が日本年金を請求する場合と同様です。

相手国に居住していて、日本国籍を有する場合は、市町村長の証明書は、受給権者の居住する地域を管轄する日本国領事官の証明書で代えることができます。

相手国に居住していて、相手国の国籍を有する場合は、戸籍抄本、戸籍謄本又は市町村長の証明書は、受給権者の居住する国の官公署又はこれに準ずるものの発行した証明書で代えることができます。

・相手国年金を請求する場合

請求する相手国年金に応じて必要となる書類を添付してください。

※ 米国年金について

アメリカの老齢年金の受給のためには10年（40クレジット）以上の年金加入期間が必要です。合衆国の年金制度の加入期間が1年6ヶ月（6クレジット）以上ある者は、日本の年金制度の加入期間を通算することができます。

老齢年金の受給開始年齢は、生年月日に応じて65歳から引き上げられ、1960年以降に生まれた人は67歳になります。また、62歳まで繰り上げが可能ですが、支給される年金額は生涯にわたって減額されます。請求申出は、受給権発生の3ヵ月前から可能です。また、請求申出が受給権発生から6ヵ月以上経過すると、時効が適用され遡って6ヵ月前の分の年金しか受け取ることができなくなります。

○ 必要書類

- ・ 合衆国年金の請求申出書
- ・ 戸籍抄本またはパスポートの写し（被保険者に扶養される配偶者または子がいる場合、または、遺族年金の請求申出の場合は戸籍謄本）
- ・ 年金手帳または年金証書の写し
- ・ 社会保障番号を確認できるもの

※ ドイツ年金について

ドイツの老齢年金の受給のためには5年以上の年金加入期間が必要です。請求する年金に応じた請求書を提出します。添付書類等詳細は、ドイツの年金担当窓口に直接確認してください。

※ その他要件通算について

厚生年金保険制度の加入期間が20年に満たない人が、年金加入期間通算措置がある相手国との期間を通算して20年以上になるときは、加給年金が加入期間に応じて加算されます。

また、年金受給できない人については、脱退手当金や脱退一時金の被保険者期間も通算されます。

対象となる年金給付

協定相手国の年金制度は下の表のようになっています。

相手国	協定の対象となる年金給付	
	年金制度	最低加入年数条件
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金 ・脱退一時金 ・障害年金 ・遺族年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年 ・なし ・5年の保険期間かつ直近5年中3年間の保険料納付 ・5年
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金 ・家族年金 ・障害年金 ・遺族年金 ・死亡一時金 	<ul style="list-style-type: none"> ・40クレジット(10年) ・配偶者が40クレジット(10年) ・障害時の年齢に応じたクレジット数(最大40クレジット(10年)、毎年1クレジット) ・被保険者の死亡時の年齢に応じたクレジット数(最大40クレジット(10年)、毎年1クレジット)、子または子を養育する配偶者が受給する場合には死亡直前3年の間に6クレジット ・上記遺族年金と同様(死亡後2年以内に請求が必要)
ベルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金 ・障害年金 ・遺族年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ただし、60歳から受給する場合は35年必要 ・被用者:直近6ヶ月の間に120日かつ1年以上の保険期間 自営業者:2四半期以上の納付期間 ・なし
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金 ・障害年金 ・遺族年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし ・最低1年以上 ・なし
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金 ・退職年金 ・障害年金 ・遺族年金 	<ul style="list-style-type: none"> ・OSA:カナダ国内在住の場合は10年以上 カナダ国外在住の場合は20年以上 ・CPP:なし ・障害の発生直前6年間のうち4年間 ただし、納付期間が25年ある場合は、6年間のうち3年間(2008年3月より) ・保険期間中1/3以上の納付期間(最低3年、最大10年)

※この表は概要です。詳細及び直近情報については相手国の機関に照会してください。

(4) 旧令共済組合員の期間（年金相談マニュアル 制度編P136-1～）

旧共済組合の支給する退職給付の規定の適用を受ける組合員であった期間のうち、労働者（厚生）年金保険法が施行された昭和17年6月から昭和20年8月までの期間は厚生年金保険の被保険者期間とみなされ、合算されます。

具体的には、戦時中の軍需工場等に勤務していた期間です。最高39月分の期間が、基本年金額の定額部分の計算の基礎となります。

名称、解散年月日等

旧令共済組合の種類	解散年月日	解散時の組合員数
陸軍共済組合	昭和20年8月15日	約 506,000人
海軍共済組合	昭和20年11月30日	約 883,000人
朝鮮総督府逓信官署共済組合	昭和20年8月15日	約 6,000人
朝鮮総督府交通局共済組合	昭和20年8月15日	約 12,000人
台湾総督府専売局共済組合	昭和20年9月30日	約 3,000人
台湾総督府営林共済組合	昭和20年8月31日	約 3,000人
台湾総督府交通局逓信共済組合	昭和20年10月31日	約 8,000人
台湾総督府交通局鉄道共済組合	昭和20年9月30日	約 17,000人

関連条文

附則第28条の2

60年改正前附則第28条の2

期間の確認事務

旧令共済組合期間の確認については、履歴申立書（3部複写）を社会保険事務所に提出します。

社会保険事務所から社会保険業務センターに進達された履歴申立書は、記載内容により区分し、陸・海軍共済組合は厚生労働省社会・援護局へ、その他は外務省アジア大洋州局に履歴証明を依頼します。

履歴証明がされたものは、国家公務員共済組合連合会特定事業部旧令年金課へ照会し、旧令共済組合員期間の確認・証明を受けたのち、厚生年金保険の受給権者原簿に旧令加算を行います。

この取り扱いは、社会保険業務センターが一括して事務処理を行うこととされています。

旧令共済組合員期間が判明しても加算に該当しない場合

- 厚生年金保険の被保険者期間が1年未満の場合
- 国民年金の被保険者期間のみの場合
- 定額部分のみが計算の基礎となるため

- ・ すでに定額部分が上限で計算されている場合（昭和4年4月1日以前の生月者は420月、昭和4年4月2日～昭和9年4月1日生月者は432月）
- ・ 240月みなしで計算されており、最大39月を加えても年金額が変わらない場合
- 私立学校教職員共済と農林漁業団体職員共済組合以外の共済組合の退職年金・退職共済年金の受給者であって、すでに共済の年金で計算の基礎となっている期間

加算対象となる主な勤務先及び身分等

陸軍共済組合	
一般的には、作業庁（造兵廠・兵器補給廠・技術研究所・航空廠・燃料廠・被服廠・糧秣廠等）官衙（陸軍省・陸軍学校・陸軍病院等）内地及び満州各部隊における雇員・工員・傭人等の身分で勤務していた方。	
兵器行政本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸軍造兵廠 東京第一・同第二・相模・名古屋・大阪・小倉・仁川・南満の各造兵廠 ○ 兵器補給廠 東京・長野・名古屋・大阪・小倉・平壤・南満各兵器補給廠 ○ 陸軍技術研究所 第一～第十研究所
航空本部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸軍航空廠 立川・各務原・大阪・太刀洗・宇都宮・平壤・屏東・南満各航空廠 ○ 陸軍航空技術研究所 第一～第八研究所 ○ 陸軍航空工廠・航空補給廠・製造所・航空審査本部
燃料本廠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸軍燃料廠 岩国・錦州・四平街・札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・四国・福岡・京城各燃料廠 ○ 陸軍燃料技術研究所 ○ その他、獣医資材本廠・被服本廠等
海軍共済組合	
一般的には、現業庁（艦政本部・航空本部・施設本部・技術研究所・軍需部・各廠・工作部・港務部等）海軍省・軍令部・学校・病院等の雇員・傭人・工員等の身分で勤務していた方。	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 海軍工廠（呉・多賀城・横須賀・舞鶴・豊川・沼津・広・川棚・佐世保等） ○ 海軍火薬廠、海軍施設部、海軍航空廠、海軍軍需部、海軍水路部等 ○ その他、設営隊・海軍病院・学校等 	
朝鮮總督府逡信官署共済組合	
朝鮮總督府逡信官署において、本局の巡視・電話交換・電報調査・電信電話の試験修理等の雇員、海事出張所・航路標識勤務の雇員、郵便局・電話局等の雇員・傭人の身分で勤務していた方。	

朝鮮総督府交通局共済組合

朝鮮総督府交通局（鉄道局）において、駅・列車区・自動車区・機関区・検車区・旅館・構内食堂等の雇員、建設事務所・鉄道事務所・工場・病院等の雇員、本局現業部門の雇員、傭人などの身分で勤務していた方。

台湾総督府専売局共済組合

台湾総督府専売局において、支局・出張所・工場・試験所の雇員、本局の製脳監督・製脳試験・直営製脳・樟樹保護林作業・煙草試験・自動車運転等の雇員、傭人、戦工などの身分で勤務していた方。

台湾総督府営林共済組合

台湾総督府営林官署において、出張所・派出所・詰所・停車場・工場及び発電所の雇員、自動車運転の雇員、傭人、戦工などの身分で勤務していた方。

台湾総督府交通局逓信共済組合

台湾総督府交通局逓信官署において、逓信部の雇員及び傭人、貯金管理所・郵便局・飛行場・航空試験場・燈台及び海事出張所の雇員などの身分で勤務していた方。

台湾総督府交通局鉄道共済組合

台湾総督府交通局鉄道共済組合において、駅・操車場・車掌所・機関庫・検車所・保線区・通信区・工場・自動車所等に勤務する者、事務所・派出所・詰所及び分所に勤務する者、その他の雇員、傭人等の身分で勤務していた方。

海軍及び陸軍の徴用船に乗船していた場合の取扱い

陸海軍の徴用船の場合、海軍甲船員・海軍乙船員・陸軍甲船員・陸軍乙船員・船舶運営会徴用船員があります。

① 海軍甲船員

海軍と直接雇用関係があり海軍が給与を支給されていましたが、旧海軍共済組合（旧令共済組合）の組合員ではなく、昭和19年4月から昭和20年8月までは船員保険の被保険者であったためご本人に直接、厚生労働省社会・援護局から履歴証明を取り寄せたのち、履歴書を添付して社会保険事務所にて手続きしていただくことになります。

○ 履歴証明の依頼先

厚生労働省社会・援護局 業務課 調査資料室資料3係
〒100-8916 千代田区霞ヶ関1-2-2

○ 依頼方法 ※特に様式はないため手紙で依頼

・ 記載する内容

氏名（旧姓がある場合は旧姓）、生年月日、当時の本籍地、徴用場所、船舶名、乗船期間、職種、航行区域、使用目的（海軍甲船員の期間調査をするため）

・ 添付する書類

ご本人の身元が確認できる書類（氏名・住所の記載されている運転免許証、健康保険証の写し）および、調査依頼者の住民票

② 陸軍甲船員

旧陸軍共済組合（旧令共済組合）に加入することになっていたため、旧令共済の履歴申し立てを提出していただくことになります。

③ 海軍乙船員・陸軍乙船員及び船舶運営会徴用船員

船員保険の被保険者として、船舶所有者（船舶運営会）が船員保険の被保険者として届出されているので、船員保険の被保険者期間調査を行うことになります。

* 徴用船に乗船してはいたが、陸・海軍の甲・乙の区別が記憶にない場合は、履歴申立書にわかる範囲で記入して社会保険事務所に届出します。社会保険業務センターで旧令共済期間調査として履歴申立書を受付します。

その他の留意事項

○ 外地においては、旧令共済組合員とされた共済組合以外にも、多数の共済組合がありました。旧令共済組合員とされたのは、もとの外地関係の共済組合のうち、年金給付を行っていたもののみです。樺太庁警察共済組合は、脱退給与金として給付をおこなっていたので、旧令共済組合員とはされませんでした。なお、年金制度のない共済組合の一覧は下記のとおりです。

朝鮮総督府専売局現業員共済組合	朝鮮警察共済組合
朝鮮刑務職員共済組合	朝鮮教職員共済組合
台湾警察共済組合	樺太庁警察共済組合
樺太庁鉄道事務所及樺太庁郵便局現業員共済組合 (樺太庁鉄道共済組合)(樺太庁通信共済組合)	
関東庁通信官署職員共済組合	関東通信官署職員共済組合
関東庁警察共済組合(関東局警察共済組合)	

- 「外国特殊法人」「外国特殊機関」の職員は対象外となります。
 - ・ 南満州鉄道株式会社、華北交通株式会社、満州電電、旧満州開拓青年義勇隊訓練機関、満州拓殖公社
- その他の対象外期間
 - ・ 学徒動員の期間、軍人の期間
- 加入期間について関係機関から証明を受けるまで、半年から1年程度かかります。
- 工員手帳等や、当時の上司・同僚の証明が受けられる場合はなるべく添付します。

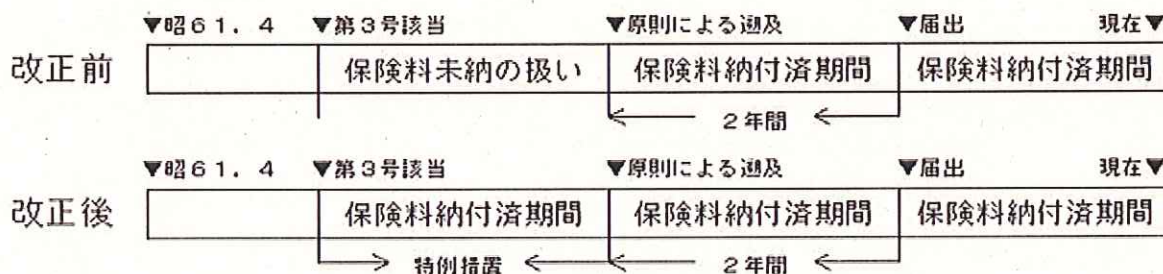
4 第3号被保険者の特例（年金相談マニュアル 制度編P269～）

昭和61年4月から被用者年金制度の加入者に扶養されている配偶者は、第3号被保険者となり、届出が必要となりました。

しかし、第3号被保険者の届出が漏れていたたり、配偶者が転職等で厚生年金期間に空白期間があるにもかかわらず再度、被扶養配偶者の届出がされていなかった期間については、被扶養配偶者であることが確認できれば、その当時まで遡って手続きすることが可能ですが、2年前までは第3号被保険者の期間として「保険料を納付した期間」となりますが、それ以前の期間は、「保険料未納と同じ取り扱い」となっていました。

そこで、平成16年の改正では、特例の届出をしていただくことによって、2年以上前の期間も第3号被保険者の「保険料を納付した期間」として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになりました。

平成17年4月からの恒久措置として「第3号被保険者特例届」が行えることから、受給要件を確認する際には、配偶者の被用者年金の加入期間と合わせて、届出漏れの期間がないか確認します。



<参考>

届出については、原則、配偶者が勤めている会社を経由して提出しますが、遡って届出する場合などで事業主の証明を受けられないときは、住所地を管轄する社会保険事務所等に確認します。

II 参考 国民年金法 60年改正法附則8条

(国民年金の被保険者期間等の特例)

第8条 施行日前の国民年金の被保険者期間（他の法令の規定により国民年金の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条、附則第32条第6項、第78条第7項及び第87条第8項において同じ。）は、国民年金法の適用については、第1号被保険者としての国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、当該被保険者期間のうち、旧国民年金法第5条第3項に規定する保険料納付済期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料納付済期間とみなされたものを含む。以下この条において「旧保険料納付済期間」という。）は保険料納付済期間と、同条第4項に規定する保険料免除期間であつた期間に係るもの（他の法令の規定により当該保険料免除期間とみなされたものを含む。以下この条において「旧保険料免除期間」という。）は保険料免除期間と、同法第87条の2の規定による保険料に係る旧保険料納付済期間であつた期間に係るものは国民年金法第87条の2の規定による保険料に係る保険料納付済期間とみなす。

[《改正》平元法086、《改正》平6法095](#)

2 次の各号に掲げる期間のうち、昭和36年4月1日から施行日の前日までの期間に係るもの（第5項第4号の2及び第7号の2に掲げる期間並びに20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。）は、国民年金法第10条第1項の規定の適用については、国民年金の被保険者期間とみなし、同法第26条（同法第37条第4号において適用する場合を含む。）並びに同法附則第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の2の2第1項の規定の適用については、保険料納付済期間とみなす。この場合において、同一の月が同時に二以上の次の各号に掲げる期間又は施行日前の国民年金の被保険者期間の計算の基礎となつているときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ国民年金の被保険者期間又は保険料納付済期間とみなす。

1. 厚生年金保険の被保険者期間（附則第47条第1項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るものを含む。以下この条において同じ。）
2. 国家公務員共済組合の組合員期間（他の法令の規定により国家公務員共済組合の組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの、他の法令の規定により当該組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間を含む。）
3. 地方公務員共済組合の組合員期間（他の法令の規定により地方公務員共済組合の組合員であつた期間とみなされる期間に係るもの、他の法令の規定により当該組合員期間に算入される期間その他政令で定める期間を含む。）
4. 私立学校教職員共済法による加入者期間（他の法令の規定により私立学校教職員共済法による加入者期間とみなされる期間に係るものを含む。）

[《改正》昭60法105](#)、[《改正》昭60法106](#)、[《改正》昭60法107](#)、[《改正》昭60法108](#)、[《改正》平6法095](#)、[《改正》平8法082](#)、[《改正》平9法048](#)、[《改正》平12法018](#)、[《改正》平13法101](#)

3 前項の規定により国民年金の保険料納付済期間とみなされた同項各号に掲げる期間（同項第1号に掲げる被保険者期間の計算について附則第47条第2項若しくは第3項又は厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号。以下「平成8年改正法」という。）附則第5条第2項若しくは第3項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した被保険者期間とし、同項第2号に掲げる組合員期間の計算について昭和60年国家公務員共済改正法附則第32条第1項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間とし、同項第3号に掲げる組合員期間の計算について昭和60年地方公務員共済改正法附則第35条第1項の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとして計算した組合員期間とする。）は、国民年金法第27条の規定の適用については、保険料納付済期間に算入する。

[《改正》昭60法105](#)、[《改正》昭60法108](#)、[《改正》平元法086](#)、[《改正》平8法082](#)

4 当分の間、第2号被保険者としての国民年金の被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者の20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間に係る当該保険料納付済期間は、国民年金法第26条及び第27条並びに同法附則第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の2の2第1項の規定の適用については、同法第5条第2項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入せず、同法附則第9条第1項の規定の適用については、合算対象期間に算入する。

[《改正》平元法086](#)、[《改正》平12法018](#)

[《1項削除》昭60法108](#)

5 次の各号に掲げる期間は、国民年金法第10条第1項の規定の適用については国民年金の被保険者期間に、同法附則第9条第1項の規定の適用については合算対象期間に、それぞれ算入する。

- 1.旧国民年金法附則第6条第1項の規定により国民年金の被保険者となることができた者が、同項に規定する申出を行わなかつたため、国民年金の被保険者とならなかつた期間
- 2.旧国民年金法第10条第1項の規定による都道府県知事の承認に基づき国民年金の被保険者とされなかつた期間
- 3.通算対象期間のうち、昭和36年4月1日前の期間に係るもの
- 4.昭和36年4月1日から施行日の前日までの間に通算対象期間（旧通則法第4条第2項に規定するもの（他の法令の規定により同項に規定する通算対象期間とみなされるものを含む。）を除く。第5号において同じ。）を有しない者が、施行日以後に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至つた場合におけるその者の厚生年金保険の被保険者期

間のうち、昭和36年4月1日以前の期間に係るもの

4の2.第2項各号(第1号を除く。)に掲げる期間のうち、施行日の前日において法律によつて組織された共済組合(以下単に「共済組合」という。)が支給する退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達していないものに限る。)又は減額退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達していないものに限る。)の年金額の計算の基礎となつた期間であつて、昭和36年4月1日以後の期間に係るもの

5.通算対象期間のうち、旧保険料納付済期間及び旧保険料免除期間並びに第2項各号に掲げる期間である通算対象期間以外のものであつて昭和36年4月1日から施行日の前日までの期間に係るもの

6.施行日前の第2項各号に掲げる期間のうち、20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの(昭和36年4月1日以後の期間に係るものに限る。)

7.施行日前に旧厚生年金保険法又は旧船員保険法による脱退手当金(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和36年法律第182号。以下「法律第182号」という。)附則第9条又は第15条の規定、厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第104号)附則第17条の規定及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第105号。附則第47条第1項において「法律第105号」という。)附則第19条の規定による脱退手当金を含む。)の支給を受けた者が、施行日から65歳に達する日の前日までの間に保険料納付済期間又は保険料免除期間を有するに至つた場合におけるその者の当該脱退手当金の計算の基礎となつた期間に係る厚生年金保険又は船員保険の被保険者であつた期間のうち、昭和36年4月1日以後の期間に係るもの

7の2.共済組合が支給した退職一時金であつて政令で定めるものの計算の基礎となつた第2項各号(第1号を除く。)に掲げる期間のうち、昭和36年4月1日から施行日の前日までの期間に係るもの(第4号の2から第6号までに掲げる期間を除く。)

8.国会議員であつた期間(60歳以上であつた期間に係るものを除く。)のうち、昭和36年4月1日から昭和55年3月31日までの期間に係るもの(第3項に規定する第2項各号に掲げる期間並びに第4号の2、第5号、第7号及び前号に掲げる期間を除く。)

9.日本国内に住所を有さず、かつ、日本国籍を有していた期間(20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間に係るものを除く。)のうち、昭和36年4月1日から施行日の前日までの期間に係るもの(第3項に規定する第2項各号に掲げる期間並びに第4号の2、第5号、第7号及び第7号の2に掲げる期間を除く。)

10.昭和36年5月1日以後国籍法(昭和25年法律第147号)の規定により日本の国籍を取得した者(20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本の国籍を取得した者に限る。)その他政令で定める者の日本国内に住所を有していた期間であつて、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律(昭和56年法律第86号)による改正前の国民年金法第7条第1項に該当しなかつたため国民年金の被保険者とならなかつた期間(20歳に達した日の属する月前の期間及び60歳に達した日の属する月以後の期間に係るもの並びに第3項に規定する第2項

各号に掲げる期間並びに第4号の2、第5号、第7号及び第7号の2に掲げる期間を除く。)

11. 前号に掲げる者の日本国内に住所を有しなかつた期間(20歳未満であつた期間及び60歳以上であつた期間に係るものを除く。)のうち、昭和36年4月1日から当該日本の国籍を取得した日の前日(同号に規定する政令で定める者にあつては、政令で定める日)までの期間に係るもの(国民年金の被保険者期間、第3項に規定する第2項各号に掲げる期間並びに第4号の2、第5号、第7号及び第7号の2に掲げる期間を除く。)

《改正》昭60法105、《改正》昭60法106、《改正》昭60法108、《改正》平6法095

6 前項各号(第3号から第6号までを除く。)に掲げる期間の計算については、新国民年金法第11条の規定の例による。

7 第5項の規定により一又は二以上の同項各号に掲げる期間を国民年金の被保険者期間又は合算対象期間に算入する場合における当該期間の計算については、旧通則法第6条の規定を参酌して政令で定めるところによる。

《改正》昭60法108

《2項削除》昭60法108

8 附則第18条第1項並びに国民年金法第10条第1項及び第26条(同法第37条第4号附則第9条の2第1項及び第9条の2の2第1項において適用する場合を含む。)並びに同法附則第9条第1項の規定の適用について、平成3年4月1日前の第3種被保険者等(第3種被保険者及び船員任意継続被保険者をいう。以下この項、附則第47条第4項、第52条及び第82条第1項において同じ。)若しくは新船員組合員(昭和60年国家公務員共済改正法附則第32条第2項に規定する新船員組合員及び昭和60年地方公務員共済改正法附則第35条第2項に規定する新船員組合員をいう。以下この項において同じ。)である国民年金の被保険者であつた期間又は平成8年改正法附則第5条第1項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同条第3項に規定する新船員組合員(以下この項において「旧適用法人船員組合員」という。)であつた期間につき第2号被保険者としての国民年金の被保険者期間を計算する場合には、新国民年金法第11条第1項及び第2項並びに第11条の2の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間に5分の6を乗じて得た期間をもつて第2号被保険者としての国民年金の被保険者期間とする。この場合において、第3種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつた月は、変更後の区別(同一の月において2回以上にわたり第3種被保険者等、新船員組合員又は旧適用法人船員組合員であるかないかの区別に変更があつたときは、最後の区別)の国民年金の被保険者であつた月とみなす。

《改正》昭60法105、《改正》昭60法108、《改正》平元法086、《改正》平6法095、《改正》平8法082、《改正》平12法018

9 第3項に規定する第2項各号に掲げる期間及び第5項第3号から第6号までに掲げる期間は、国民年金法第30条第1項ただし書（同法第30条の2第2項、同法第30条の3第2項、同法第34条第5項及び同法第36条第3項において準用する場合を含む。）並びに第37条ただし書の規定の適用については、保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。この場合において、同一の月が同時に二以上の第3項に規定する第2項各号に掲げる期間又は第5項第3号から第6号までに掲げる期間の基礎となつているときは、その月は、政令で定めるところにより、一の期間についてのみ保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす。

《改正》昭60法105、《改正》昭60法108、《改正》平元法086

10 前項の規定により第5項第3号から第6号までに掲げる期間を保険料納付済期間である国民年金の被保険者期間とみなす場合における当該期間の計算については、第3項の規定により第2項各号に掲げる期間を保険料納付済期間に算入する場合における同項各号に掲げる期間の計算の方法を参酌して政令で定めるところによる。

《追加》昭60法105、《改正》昭60法108

11 厚生年金保険の被保険者期間につき厚生年金保険又は船員保険の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したとき（新厚生年金保険法第75条ただし書に該当するとき、旧厚生年金保険法第75条第1項ただし書に該当するとき及び旧船員保険法第51条ノ2ただし書に該当するときを除く。）は、当該保険料に係る厚生年金保険の被保険者期間については、第2項の規定を適用せず、当該被保険者期間は、国民年金法附則第9条第1項の規定の適用については、第5項の規定にかかわらず、合算対象期間に算入せず、第9項に規定する同法の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、保険料納付済期間（旧保険料納付済期間を含む。）及び保険料免除期間（旧保険料免除期間を含む。）以外の国民年金の被保険者期間とみなす。

《改正》昭60法105、《改正》昭60法108、《改正》平6法095

《1項削除》平13法101

12 平成3年4月30日までに行われる新国民年金法附則第7条の3に規定する届出については、同条中「月の前々月」とあるのは、「月前における直近の基準月（1月、4月、7月及び10月をいう。）の前月」とする。